

(資料六)

令和二年六月

定例島根県議会議案(条例)

参考資料

目 次

知事及び副知事の期末手当の特例に関する条例	1
新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための職員の特 殊勤務手当の特例に関する条例	1
特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例 の一部を改正する条例	2
島根県県税条例の一部を改正する条例	2
新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための地 方警察職員の特務手当に関する条例	3

令和2年6月定例県議会提案条例の提案理由及び概要表

第84号議案

知事及び副知事の期末手当の特例に関する条例

1 提案理由

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う厳しい社会経済情勢に鑑み、知事及び副知事の期末手当を支給しないこととするため、必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

知事及び副知事には、特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の規定にかかわらず、令和2年6月の期末手当は、支給しないこと。

3 施行期日

公布の日から施行する。

第85号議案

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための職員の特殊勤務手当の特例に関する条例

1 提案理由

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するため、職員の特殊勤務手当の特例について必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) この条例は、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための職員の特殊勤務手当に関する条例の特例に関し必要な事項を定めるものであること。

(2) 職員（地方警察職員を除く。）が、新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者を受け入れている病院若しくは宿泊施設の内部又はこれらに準ずる区域として人事委員会規則で定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって人事委員会規則で定めるものに従事したときは、防疫作業等従事手当を支給すること。

(3) (2)の手当の額は、1日につき、4,000円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額とすること。

3 施行期日等

公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用する。

第86号議案

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の改正に伴い、地方活力向上地域における県税の特例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税の適用期間を令和4年3月31日までとすること。

3 施行期日

公布の日から施行する。

第87号議案

島根県県税条例の一部を改正する条例

1 提案理由

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、寄附金税額控除について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 個人の県民税の所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響により中止等となった一定の行事の入場料金等払戻請求権を一定の期間内に放棄した場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中にその放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額の合計額の寄附金を支出したものとみなし、寄附金税額控除に係る規定を適用すること。

(2) 引用する条項の整理

3 施行期日

令和3年1月1日から施行する。ただし、2の(2)については、公布の日

から施行する。

第88号議案

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例

1 提案理由

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するため、地方警察職員の特殊勤務手当について必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) この条例は、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項を定めるものであること。
- (2) 地方警察職員が、新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者を受け入れている病院若しくは宿泊施設の内部又はこれらに準ずる区域として人事委員会規則で定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって人事委員会規則で定めるものに従事したときは、防疫作業等従事手当を支給すること。
- (3) (2)の手当の額は、1日につき、4,000円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額とすること。

3 施行期日等

公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用する。